

香情審第12号

令和3年3月24日

答 申 書

香芝市教育委員会 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金谷重樹

令和2年12月10日付け「香教総第〇〇〇号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件処分のうち、「A中 X氏の訴えに関するヒアリング」と題する行政文書に記載されている「教員名」という語句の下に記載されている「会話の目撃有無」、「会話の様子」、「会話の内容」、「退職届提出の強要」、「普段の校長の言葉使い・態度」及び「その他」の語句を不開示とした部分を取り消すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市教育委員会が審査請求人に対して令和2年3月2日付け「香教総第〇〇〇号」でした処分のうち不開示とした部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、香芝市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、「被告訴人 A 中学校長 Y から被災者兼開示請求人が受けたパワハラ等不当違法行為に関する香芝市教委及び香芝市の2019年12月21日以降調査結果等全ての文書」（以下「本件行政文書」という。）の

開示を請求したところ、教育委員会が本件行政文書を、その一部を除いて、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が本件処分のうち不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 教育委員会が本件行政文書の一部を不開示とした理由

本件行政文書のうち不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）は、継続中の調停に係る調査に関する情報であって、当該情報が相手方に公開されることで、実施機関の当事者としての地位を不当に害することとなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 前提事実等

- (1) 審査請求人は、A 中学校長 Y 氏（以下「Y 氏」という。）からパワハラ等の違法・不当な行為を受けたと主張して、令和2年1月10日、香芝市、奈良県及びY 氏を相手方として、損害賠償等請求調停（以下「本件調停」という。）を葛城簡易裁判所へ申し立てた。
- (2) 本件行政文書は「A中 X 氏の訴えに関するヒアリング」と題する文書（以下「本件行政文書1」という。）及び「調停申立書における紛争の要点に関すること」と題する文書（以下「本件行政文書2」という。）である。
- (3) 本件行政文書1には、教育委員会が本件調停に係る事案について A 中学校在籍教員に行った聞き取り調査に対する当該教員の回答が記録されており、本件行政文書2には、本件調停に係る審査請求人の主張に対する Y 氏の意見が記録されている。
- (4) 本件処分は令和2年3月2日付けで行われた。
- (5) 審査請求人は、令和2年3月9日付けで香芝市を相手方とする本件調停を取り下げた。
- (6) 条例は第13条の柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定め、第5号で「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、租税の賦課若しくは徴収、契約、交渉、争訟、調査、研究、教育、人事その他の事務又は事業

に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件不開示部分に記載されている情報は条例第13条第5号の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（教育委員会）

ア 本件行政文書のうち不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）は、継続中の調停に係る調査に関する情報であって、当該情報が相手方に公開されることで、実施機関の当事者としての地位を不当に害することとなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 本件調停は、いずれの相手方に対するものも取り下げられ、調停自体は終了した。しかし、本件調停に係る上記事案は、現在も、審査請求人を原告、奈良県を被告とする損害賠償請求事件として奈良地方裁判所に継続中であるから、本件不開示部分に記載されている情報は、現在においても依然として、条例第13条第5号に定める不開示情報に該当する。

（審査請求人）

条例第13条第5号に定める不開示情報に該当することから部分開示となったが、開示請求者が葛城簡易裁判所に申し立てた民事調停の相手方である香芝市について取り下げしたので、実施機関の当事者としての地位を不当に害することがなくなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼさない。

第4 当審査会の判断

1 本件行政文書1に記載されている情報について

本件行政文書1に記載されているところの教育委員会が本件調停に係る事案について A

中学校在籍教員に行った聞き取り調査に対する当該教員の回答内容は、教育委員会が、本件調停に対応するために行った聞き取り調査に対する回答内容であることからすれば、本件処分時において継続中であった本件調停に対応するための教育委員会のいわば手の内情報である。

そうすると、教育委員会が本件調停に係る事案について A 中学校在籍教員に行った聞き取り調査に対する当該教員の回答が相手方に開示されると、香芝市（教育委員会）の当事者としての地位を不当に害することとなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとする教育委員会の主張は首肯することができる。

よって、本件行政文書 1 に記録されている教育委員会が本件調停に係る事案について A 中学校在籍教員に行った聞き取り調査に対する当該教員の回答は条例第 13 条第 5 号に定める不開示情報に当たる。

しかしながら、本件行政文書 1 に記録されている情報のうち、ヒアリング項目である「会話の目撃有無」、「会話の様子」、「会話の内容」、「退職届提出の強要」、「普段の校長の言葉使い・態度」及び「その他」の語句については、それらが条例の定める不開示情報に該当すると解すべき合理的理由は見当たらない。

2 本件行政文書 2 に記録されている情報について

本件行政文書 2 に記録されているところの本件調停に係る審査請求人の主張に対する Y 氏の意見は、処分時において継続中であった本件調停に関する教育委員会のいわば手の内情報である。

そうすると、本件調停に係る審査請求人の主張に対する Y 氏の意見が相手方に開示されると、香芝市（教育委員会）の当事者としての地位を不当に害することとなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとする教育委員会の主張は首肯することができるから、本件行政文書 2 に記録されている情報は条例第 13 条第 5 号に定める不開示情報に当たる。

3 調停取下げの本件処分の効力に対する影響・効果

- (1) 審査請求人は本件不開示部分に記録されている情報について、要旨「条例第 13 条第 5 号に定める不開示情報に該当することから部分開示となったが、開示請求者が葛城簡

易裁判所に申し立てた民事調停の相手方である香芝市について取り下げたので、実施機関の当事者としての地位を不当に害することがなくなり、調停活動の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼさない。」と主張する。

(2) 処分に違法又は不当があるかどうかは、本件処分が行われたときを基準として判断すべきものである。(なお、最高裁判所は「行政処分の取消又は変更を求める訴において裁判所の判断すべきことは係争の行政処分が違法に行われたかどうかの点である。行政処分の行われた後法律が改正されたからといって行政処分は改正法律によって行政処分をしたのではないから裁判所が改正後の法律によって行政処分の当否を判断することはできない。」としている。最判昭和27年1月25日民集6巻1号22頁)

(3) そうすると、本件処分に違法又は不当があるかどうかは、審査請求人が香芝市に対する調停を取り下げた令和2年3月9日以降の時点ではなく、本件処分が行われたときである令和2年3月2日を基準として判断すべきであるが、令和2年3月2日の時点においては未だ本件調停の取り下げは行われていなかった。

(4) よって、本件不開示部分に記録されている情報は、本件行政文書1に記録されている「会話の目撃有無」、「会話の様子」、「会話の内容」、「退職届提出の強要」、「普段の校長の言葉使い・態度」及び「その他」の語句を除き、本件処分が行われた令和2年3月2日の時点においては条例第13条第5号に定める不開示情報に該当する情報であったのであるから、本件処分に違法又は不当があるとはできない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、本件処分に対する審査請求は令和2年3月16日付けで行われているが、教育委員会が本件審査請求に対する弁明書を作成したのは同年11月26日付けであり、さらに本件審査請求に係る諮問が行われたのは令和2年12月10日付けである。

審査請求が行われたときから弁明書が作成され、諮問が行われるまで8ヶ月余りを要したことについて、教育委員会は、令和2年11月26日付けの理由書で要旨「本件審査請求が行われた後、審査請求人は、香芝市に対する調停は取り下げたが、引き続いて Y 氏や奈良県を被告とする訴訟を提起し、奈良県を被告とする訴訟は現在も継続中である。調停及び訴

訟が継続中は、訴訟の内容に関わることであるので訴訟の終了後に、条例第38条第1項第2号に基づく裁決の可能性を検討する必要があると判断したが、審査請求人による訴えの提起が継続する可能性が高く、訴訟が終了する見通しが立たないため、現時点で諮問するのが適切と判断した。」と述べている。

しかしながら、本件処分は不開示理由を「継続中の調停に係る調査に関する情報」であるとしており、また審査請求人も調停が取り下げによって終了していることを理由として、本件処分の取消しを求めているのである。

また、上記のとおり、処分に違法又は不当があるかどうかは処分時を基準に判断すべきものである。

そうすると、審査庁は、本件審査請求が行われた後、諮問を行うかどうかを速やかに決すべきであり、本件処分が行われた後、審査請求人による調停は取り下げられたものの、引き続いて同人による本件調停に係る事案について訴訟が提起されたといった処分後に発生した事情を理由として諮問を見合わせたことには合理的理由がないといわなければならない。